

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（○） DB規約（○）
DC（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会／
制度の普及等に向けた改善について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2019年11月8日、第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07722.html

【議事】

事務局から、制度の普及等に向けた改善について、資料に沿って以下のような整理が示されました。

<法改正等に向けた方向性が示された事項>

- (1) 中小企業向け制度の対象範囲拡大
 - －「簡易型DC」や、「中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）」について、事業主の対象範囲を、現行の100人以下から300人以下に拡大する。
- (2) 加入者資格
 - －企業年金の加入者の資格等について、「同一労働同一賃金ガイドライン」を踏まえ、正社員と非正規労働者との不合理な待遇差を設けない取扱いが

なされるよう、DBとDCの法令解釈通知においても明記する。

ー法令解釈通知について、DBと企業型DCとの間で記載内容が整合的でない点の一部あることから、記載内容を整理する。

(3) 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

ー規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、企業型DC加入者がiDeCoに加入できるように改善を図る。

(4) iDeCoに係るその他の改善

ーマッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できることとする。

ーiDeCoの加入申込みや変更について、オンラインで行うことを可能にするなど、各種手続面の改善をできる限り速やかに実現する。

ーiDeCoの手数料について、国民年金基金連合会は、システム改修等の種々の要因や、加入者数の現状と今後の見通し等を踏まえて、収支を再計算して手数料を再設定する。

(5) 確定拠出年金における中途引き出しの改善

ー外国籍人材が帰国するときは、通算の掛金拠出期間が短いこと等の他の要件を満たせば、中途引き出し（脱退一時金の受給）を認める。

ー脱退一時金の要件（3年以下）について、公的年金の脱退一時金の見直しが行われるのであれば併せて見直すことが考えられる。

(6) ポータビリティの改善

ー終了したDBからiDeCoへの資産の移換や、企業型DCから通算企業年金への移換等、ポータビリティについて改善を図る。

(7) DCの各種手続の簡素化・負担軽減

①企業型DCの規約変更の手続き

ーDBと同様に、軽微な変更の一部は届出不要とする 等。

②事業主による企業型DCに係る業務報告書の提出手続

－記載事項の簡素化、記録関連運営管理機関が事業主に代わって業務報告書を提出できることとする 等。

③事業主による従業員の資格の確認手続の簡素化

④国民年金第1号被保険者の iDeCo 加入手続の簡素化

⑤運営管理機関の登録手続の簡素化

(8) DBの各種手続の見直し

①リスク対応掛金に係る規約変更の手続

－一部について個別の承認を不要とする旨の告示改正について、既にパブリックコメント手続中。

<ご参照>

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/266_nenkin_magazine_20191101.pdf

②給付額の改定の手続

－死亡率の更新ごとに、死亡率の変動による終身年金現価率の増減を勘案した調整率を乗じることを規約で定めることを可能とする。

(9) その他（ガバナンスの確保等）

①DBのガバナンス

－これまで運用上・行政指導上の取組だったものから、権利義務に関わる点（※）については法令による規定を基本とする。

（※）①総合型DB基金の代議員の定数、②総合型DB基金におけるAUP等の実施義務化、③資産運用委員会の設置義務化

－加入期間に応じた給付額や将来見込額などについて加入者ごとに通知・開示する等の好取組事例について、周知等により事業主の取組を促す。

②企業型DCのガバナンス

－社内に年金委員会のような組織を設ける、加入者の意見を聴取し制度運営に反映できる体制としている、等の好取組事例の周知等により事業主の取組を促す。

③個人型DCのガバナンス

ー国民年金基金連合会が iDeCo の継続投資教育について企業年金連合会に委託できることとし、両連合会の連携を強化する。

※引続き運営管理機関への委託も可能とし、重層化を図る趣旨。

④いわゆる選択型DC・選択制DC

ー選択型DC・選択制DCは、労働条件の不利益変更であるとともに社会保険・雇用保険等の給付にも影響するものであることから、導入に当たって事業主はこれらの点を含めて正確な説明をすべきであることを法令解釈通知に明記する。

ー規約の審査を行う地方厚生（支）局は、事業主がどのような資料を用いてどのような労使協議を行ったのかを「協議の経緯を明らかにする書類」に記載させ、これらの点を確認すべきであることを通知（審査要領）に明記し、確認の徹底を図る。

これらの点に関して委員からは、全体的な方向性については大きな異論は示されませんが、以下の趣旨の発言も行われました。

- ・ガバナンスの確保等については、事業主等への負担が過度なものとならないよう配慮いただきたい。（複数委員）
- ・iDeCo 手数料の再計算に際しては、算出根拠を開示するなど、納得できるような仕組みとしていただきたい。（労働組合）

事務局からは、併せて、以下のような今後の継続検討課題が示されました。

<今後改めて議論を行っていくこととされた事項>

（１）リスク分担型企業年金の合併時・分割時等の手続

ーリスク分担型企業年金の給付減額の判定基準では、通常のDBでは給付減額とならないケースでも給付減額に該当してしまうケースがある点について、規定の不備があるため、適切な手続の規定を整理した上で、改めて議論する。

- (2) 定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手續
ー一定年延長等の雇用延長に伴ってDBの支給開始要件を見直す場合、現行の取扱いでは給付減額に該当し個別同意等の手續が必要となることに関して、予定利率で割り引く期間が延びることによって給付現価が減少する点を給付減額とするか否か、また、給付減額として扱う場合の手續要件について、各種意見を整理した上で、改めて議論する。
- (3) 企業型DCのガバナンス
ー2016（平成28）年の法改正施行後の実態を把握した上で、継続投資教育、運営管理機関等の評価、運用商品のモニタリング、運用商品提供数、商品除外手續、指定運用方法の設定などについて、改めて議論する。

ーいわゆる「穴埋め型」（個人別の老後のための非課税枠）については、システム・実施主体の論点のほか、ガバナンスの観点からも検討が必要。
- (4) 支払保証制度
ー財源のほか、導入する必要性、企業年金の性格、受給権との関連、モラルハザードの回避方策などの検討課題を整理した上で、改めて議論する。
- (5) 年金バイアウト
ー導入の必要性、可能性等を、受給権の保護、ガバナンスの確保等の幅広い観点から整理した上で、改めて議論する。

最後に、部会長から、今回の議論では大きな異論はなかったが、意見のあったもののうち、慎重に検討すべき点等についてご指摘いただいた内容を踏まえながら、今後税務当局と調整いただきたい、旨の発言がありました。

=====

日本生命保険相互会社
団体年金部
団体年金コンサルティング課
年金NEWS・基金照会窓口
TEL 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp